

令和 2 年 12 月 9 日

第 8 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

1 2 月 9 日 (2 日 目)

日程第 1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (1 2 名)

1 番	山 本 優 作	2 番	鈴 木 浩 二
3 番	片 山 陽 市	4 番	小 嶋 完 作
5 番	内 田 保	6 番	石 垣 菊 蔵
7 番	服 部 光 男	8 番	藤 井 満 久
9 番	吉 原 一 治	10 番	松 本 保
11 番	榎 戸 陵 友	12 番	石 黒 充 明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	中 川 昌 一
総 務 部 長	田 中 嘉 久	総 務 課 長	内 田 純 慈
防 災 安 全 課 長	滝 本 功	税 務 課 長	神 谷 和 伸
企 画 部 長	鈴 木 茂 夫	企 画 課 長	高 田 順 平
検 査 財 政 課 長	山 下 忠 仁	地 域 振 興 課 長	滝 本 恭 史
建 設 経 済 部 長	鈴 木 淳 二	建 設 課 長	山 本 剛
産 業 振 興 課 長	奥 川 広 康	水 道 課 長	坂 本 有 二
厚 生 部 長	大 岩 幹 治	福 祉 課 長	相 川 和 英
環 境 課 長	富 田 和 彦	保 健 介 護 課 長	田 中 直 之
住 民 課 長	宮 地 利 佳	教 育 長	高 橋 篤
教 育 部 長	山 下 雅 弘	学 校 教 育 課 長	石 黒 俊 光
社 会 教 育 課 長	森 崇 史	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 本 剛 資

会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長 山 本 有 里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 大 久 保 美 保 主 査 小 坂 有 一

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、全国で新型コロナウイルス感染状況は毎日のように重症者数の更新をし、医療現場では深刻な看護師不足の中、自衛隊の派遣要請を決定したとの発表もありました。今後は、現在開発中のワクチンの安全性、有効性を見極めながら、全国民に必要なワクチンを確保し、コロナに打ち勝っていけるよう、日本政府には強力なリーダーシップを発揮していただきたいものです。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

現在、愛知県の新型コロナウイルス感染状況は厳重警戒であり、大変厳しい状況が続いています。第3波の感染状況等を鑑み、別室での映像放送と併せ、音声傍聴とさせていただくことといたしました。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしく申し上げます。

ここで、議事に先立ちまして、建設経済部長より発言の申出がありますので許可します。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

議長のお許しを得ましたので発言させていただきます。

昨日御審議いただきました議案第85号 令和2年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）におきまして、議案書9ページ、(4)昇給表内の補正前の数値に一部誤りがありましたので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（藤井満久君）

ただいま、建設経済部長からの議案の訂正について、これを承認することとし、お手元に配付しました議案第85号の正誤表のとおり訂正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第85号の訂正については、お手元に配付しました正誤表のとおり訂正することにいたしました。

日程第1 一般質問

○議長（藤井満久君）

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

発言時間について申し上げます。新型コロナウイルス感染防止対策のため、本日の質問についての各議員の発言は、会議規則第55条の規定によりそれぞれ30分以内とします。また、登壇せず自席から質問を行います。

11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

まずは、通告書の朗読で行いますのでよろしくお願いいたします。

1. 大井小学校を廃校にするな。

各小・中学校の小規模化が進む中、子どもたちにとってよりよい教育環境を提供していくために、望ましい学級数に近づけていくことを基本とし、本町の地理的条件、歴史的な背景、学校と地域との関わり合い等を考慮し、小学校については、将来複式学級が懸念される学校を統合すること、中学校については、1学年に複数の学級があることが望ましいことから、課題を検討しながら、段階を追って再編・統合を進めていくことなど、規模適正化及び適正配置の意見交換会や懇談会が各地区で開催された。

これにより、基本計画（案）が示された。内容は、中学校についての統合は、「令和5年以降、できる限り早い時期とし、統合場所は地域の理解を得た上で検討を進める」。小学校については、「令和4年4月、大井小学校と師崎小学校を統合し、位置は現在の師崎小学校の位置とする」である。しかしながら、小学校の統合については、まだまだ住民への説明が不十分で理解されていないと考える。いま一度、再検討をお願いしたい。

このままでは、147年間続く伝統ある大井小学校が廃校になってしまう。悲しみに暮れる地元住人の意思を尊重していただきたい。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 中学校の統廃合についての(1)当初の取組では、「両島の中学校を除いて本土の

中学校を統合し、統合校を令和4年4月に開校する」ということでした。しかしながら、町は統合時期は「令和5年以降、できる限り早い時期」、統合場所は、「地域の理解を得た上で検討を進める」でした。豊浜地区の懇談会の際、大変紛争したとお聞きしておりますが、どのようなお考えでこのような結論に至ったか、お聞かせ願いたい。

次に、(2)統合先が豊浜中学校や内海中学校にまとまらなかった場合、以前、町が学校用地として購入してある馬道の信号横の空き地に統合校を新築してはどうか。どのように考えているか。

また、建設費用を算定したことはあるか。

次に、大きい2番で、小学校の統廃合についての(1)当初の取組では「大井小学校と師崎小学校を統合し、統合校を令和4年4月に開校する」ということでした。統合の位置は師崎中学校跡地で検討されていきました。しかしながら、町は、「統合時期は令和4年4月」、統合場所は「現在の師崎小学校の位置」にでした。どのようなお考えでこのような結論に至ったかをお聞かせ願いたい。

(2)統合校の位置を決定するとき、大井小学校と師崎小学校の比較検討をしたと思うが、それぞれの小学校の欠点をお聞かせ願いたい。

(3)大井小学校と師崎小学校のそれぞれに統合した場合の改修費等の費用はどのぐらいか。

(4)「教育は百年の大計」と申しますが、大井小学校は既に147年、明治6年より創設され、子どもたちは、そこで教育はもちろんのこと、大井のまちの歴史、文化、伝統を育み、風土や人々のDNAを継承し延々と今日に至っています。今、大井小学校がなくなるかもしれないと聞いて、全ての住民が大変驚き、悲しみに暮れています。その心情を察し、この住民の納得のいかない小学校の統合を中止していただきたい。当局のお考えをお聞かせ願いたい。

以上ですが、再質問はこの自席で行いますので、当局の答弁をよろしく願います。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問1-1-1の中学校の統合について、統合時期は令和5年以降、できる限り早い時期、統合場所は地域の理解を得た上で検討を進めるとした考えはどうかにつきまし

て、答弁させていただきます。

まず、小・中学校の規模適正化の検討につきまして、令和元年度からの経緯を申し上げます。令和元年7月に子育て世代の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。中学校の統合の必要性については、「離島は、通学手段をはじめ課題が多く、まずは内海中学校、豊浜中学校、師崎中学校の統合をすべき（町内3中学校）」とされた方が43%と、最も多い結果でありました。また、両島の保護者の多くは、船などによる通学方法や保護者の負担増に対し、不満を持たれていることが分かりました。学級数は、1つの学年に複数学級あることが望ましいと思われていることも分かりました。

令和元年10月、11月には、このアンケートの結果を基に各地区での意見交換会を実施しましたが、中学校の統合については、両島以外の地区では「現行のままがよい」という方は限定的で、大多数は「統合を進めてほしい」という御意見でした。

この結果を基に令和2年6月に設置しました学校規模適正化懇談会で「町内の中学校を統合し、統合校を令和4年4月に開校する。ただし、篠島中学校及び日間賀中学校については、通学手段に課題があるため、当面の対応として学校を存置した上で、課題を整理しながら地域との協議を継続していく」という素案をお示しし、保護者の代表の方などから御意見を伺いました。

この懇談会は、南知多町立小中学校適正規模適正配置基本計画の策定に当たりまして、意見や助言を求めることを目的としているため、たたき台としての素案をお示したもので、統合の位置については、具体的な場所は示していませんでした。

懇談会の中では、統合の規模については「離島の学校も含め1中とする」「離島の課題が解決されないため3中とする」など、様々な意見が出されました。また、統合の位置につきましては、小学校とともに懇談会の方向性を出すことはできませんでした。

この懇談会は5回で終了いたしました。懇談会の委員から「さらに多くの保護者に考えを聞いて……」。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今日、30分しかないので、簡潔に答弁をお願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

それでは、保護者懇談会、以上のような懇談会の中身でありましたが、その後に保護者の意見交換会を行いました。保護者の意見交換会につきましては、町が基本計画を策定するための意見を聴取することを目的としておりましたので、豊浜地区の保護者の意見交換会だけではなく、各地区の御意見を踏まえ、統合の場所や対象校につきましては、何が最適かの検討をする時間がもう少し必要と総合的に判断しました。

さらに、同時期に実施しました議員の皆様の勉強会におきましても、小学校と中学校の統合は分けて考え、中学校の統合はもう少し時間をかけて検討すべきとの御意見をいただきましたので、基本計画（案）では「令和5年度以降、できる限り早い時期の統合」といたしました。また、併せまして、アンケートなどの実施につきましても御意見をいただきましたので、「統合校については段階的な統合も含め、今後、地域の理解を得た上で検討を進めていくものとする」ということにいたしました。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

子どもたちにとって、一番何が大切でしょうか。言うまでもなく、命であります。したがって、誰が考えても、山の上にあり、防災対策のしっかりした万全な施設で、南知多町の中心にあり、両島も視野に入れ、各地域より子どもたちが通いやすい豊浜中学校が最適と考えます。

しかし、どうしてそこに決定しないのか、不思議でなりません。ところが、小・中学校のアンケートの結果、内海の子どもたちは地域を離れたくないと考えていることが分かった。また、今、学校教育関係者の幹部の教育長、そして部長さん、また町長までもが内海ということで、豊浜中学校にすれば、内海の住民、ましてや子どもたちにも反感を買うから内海中学校に決定しなければならなかったのではないかと疑問を呈します。

既にある程度決まっていたかのように、1年も前から内海中学校に統合すると聞いていた住民もいるそうです。このようなことから、内海中学校にも豊浜中学校にも決定できず、最初の計画を断念し、令和5年以降に統合すると結論づけました。この時点で、この計画はアウト、終わりました。未完成となり、欠陥の基本計画だと思います。あれ

だけ住民説明を開いておいて、結果を出せない、何をやっているのか、そんなに自信がないのか、なぜ先送りをするのか、仕事放棄と同じだと思います。

その結果、師崎中学校が残存することになり、大井小学校と師崎小学校の統合先は師崎小学校となってしまいました。一番いい師崎中学校への選択肢がなくなったわけで、とても残念に思います。

今日は時間がないので、次は2-(1)にしてください。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

それでは、御質問2-(1)の小学校の統合について、統合時期は令和4年4月、統合場所は現在の師崎小学校の位置とした考えはどうかにつきまして、答弁させていただきます。

小・中学校の適正化の検討につきましては、先ほど申し上げました。そのうち、小学校の統合につきましては、アンケート結果では、大井・片名・師崎地区の保護者のうち、64.4%の方が「1つの中学校区に1つの小学校とする町内5小学区とするべき」のほか、何らかの形での統合が必要と考えていました。その後の地区の意見交換会でも、ほとんどの方が大井小学校と師崎小学校の統合には賛成で「急ぐべき」という意見が多い結果でした。

この結果を基に、学校規模適正化懇談会で「大井小学校と師崎小学校を統合し、統合校を令和4年4月に開校する」という素案をお示ししました。ここでは、統合の位置については、具体的な場所は示しておりませんでした。

懇談会の中では、ほとんどの方が大井小学校と師崎小学校を早く統合したほうがよいという御意見でした。また、統合校の位置については、第3回の懇談会では、多くの方が現在の師崎中学校の位置がよいという御意見でしたが、第5回の懇談会では、「大井小学校、師崎小学校のどちらかとして、通学をスクールバスとしたほうが安心できる」などの意見が出され、比較資料などを示して、大井・師崎地区を含めた再検討が必要との御意見をいただきました。そのため、師崎地区の保護者意見交換会では、特に統合場所についての御意見を伺いました。

師崎小学校の位置とする意見は、「師崎避難所が近いこと、小学校として使用していること、国道を歩いて通学することがないこと、師崎中学校にした場合、中学校の統合

が遅れると小学校の統合が遅れる」などの意見がございました。

一方、師崎中学校の位置とする意見は、「大井地区、師崎地区の真ん中にあるため、地域感情が和らぐ、母校を残したい、師崎小学校の建物は津波災害警戒区域に入っている」という意見でした。

基本計画（案）では、これらの意見などを踏まえ、統合場所について総合的に判断いたしました。先ほど答弁いたしましたように「小学校と中学校の統合は分けて考え、中学校の統合はもう少し時間をかけて検討すべき」との御意見をいただく中で、中学校の統合につきましては、令和5年度以降、できる限り早い時期の統合といたしました。小学校につきましては、将来的な複式学級の回避や男女比の極端な偏り、各学年ともに極端な少人数であることの課題を早急に解消することが最優先と考え、当初からの目標であり、最短となる令和4年4月を統合時期といたしました。

統合校の位置を師崎小学校の位置としましたのは、現在も小学校として利用しており、統合により学級数が増加するわけでもないため、そのまま校舎を使用することができるからであります。

一方、大井小学校の位置でも、師崎小学校と同様のことが言えますが、校舎や体育館の老朽化、マイクロバスの乗降場所、プールの有無、周辺駐車場の確保等を総合的に判断し、師崎小学校を使うことにいたしました。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

大井小学校の老朽化が進んでいるということですのでけれども、法定耐用年数47年を経過した施設は長寿命化改修工事が必要であります。これは町のほうでも知っていると思えますけれども、しかしながら、大井小学校は8年もそのまま放ってありました。そのために雨漏りなどをして中性化が進行したのかもしれない。なぜ放っておいたのかお聞きしたい。そのために今、統廃合されることになりました。そして廃校になる、一体誰の責任でしょうか。なぜ放っておいたのか、お聞かせ願いたい。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

大井小学校について、なぜ放っておいたのかという御質問です。

今回、長寿命化計画を策定するに当たりまして、全学校について、長寿命化のための検査を行いました。各学校施設におきましては、修繕を中心に今までやっておりました。どこか悪いところがあると、そこについての修繕をしていくという考えの下でやっておりました。ですが、今回長寿命化ということを考えるに当たりましては、いずれの学校も古いので、修繕をしていくよりは、一回長寿命化をして長く持たせたほうが財政的にも平準化できるので、そういう考えに変えていくというところで長寿命化を行いました。また、健全度の調査につきましては、こちらは統合に当たりまして、その対象となる学校についてこの時期に行ったものです。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

健全度ですけれども、町のほうで行った調査によりますと、ちょっと調査ミスのような、町では中性化の深さが56ミリあったそうですけれども、私の調べた結果では、築25年で20ミリ、築50年で30ミリ、そして40ミリまでには100年かかるとなっておりました。それがもう56ミリということは、百何十年経過したような、そんな状態になっておるといことでございます。もう一回、再調査をしていただきたい。そして、悪いようなら補強もしていただきたいと思います。

次に、統合の位置についてです。

教育長は、説明の中でよく保護者が統廃合を望んでいると言われましたが、それは違います。私は今でもそうなのかなと思い、ここ数日、全ての保護者一人一人を訪ね、お話を伺いました。その結果、師崎小学校に行かせたい保護者2人、そして1人はどちらでもいいと言いましたけれども、除く全ての保護者は師崎中学校跡地に行かせたいと答えました。師崎小学校に行くなら今のままでいい、何を急いでいるのかという意見がほとんどでありました。一人一人の意見を少しお知らせしますけれども、1人目、津波にも土砂災害にも危険な師崎小学校に行かせたくない。2人目、子どもの健診に行ったときに、道が狭く、山が迫っていて怖いと思った。スクールバスも危険だ。運動場も狭いし、教室も小さかった。3人目、大井小のほうが多いのに、なぜ師小へ行くのか納得がいかない。大井小に来てほしい。4人目、なぜこんなに急いでいるの。5人目、

今のままがいい。子どもが落ち着いて過ごしている。6人目、内海でも豊浜でも、保育所があるところに統合した。だから、大井小に統合してほしい。保育所が近くのほうが何かと連携しやすいと思う。7人目、母校の大井小学校がなくなるのは嫌。8人目、母校の師中なら安心。9人目、中学校がやめになったら、小学校もやめてほしい。10人目、子どもが少ないほうが勉強ができる。11人目、アンケートのときは、統合して師中に行くと思ったから賛成したけど、師小だったら反対。12人目、大井小学校ってそんなに弱い。だったら早く直して。13人目、町は何でも勝手にやっていく。私たちのことをよく考えてからにしてほしい。14人目、師小はスクールバスだから嫌。子どもに歩いて通わせ、体力をつけさせたいから師中がいい。このように、本当に大井の保護者の皆さんは、師崎中学校に通わせたいと思っております。教育長、どう思いますか。

○議長（藤井満久君）

教育長。

○教育長（高橋 篤君）

今の御質問に答弁させていただきます。

私が保護者の皆さんから聞いてきたときには、極端な少人数での教育という場所では、あまり子どもたちの成長にはよくない。できるだけたくさん的人数の中で生活するようにしてあげたいという意見もたくさん聞きました。

それから御存じだと思いますけれども、学年によって違いますが、極端に男女の偏りがある学年があったり、極端に少人数の学年があったりします。こういう場所では、本当の学校教育というのは進めていけるとは思いません。これについては、大井小学校の学年の中にもそういう学年があります。師崎小学校の学年の中にもそういう学年があります。そういう学年を本当に保護者の方が望んでいるのかどうか、これを今月15日に保護者限定で意見交換会をします。これは師崎地区、大井地区の方にもう既に案内は出してあります。そこで、声を直接聞いていきたいと思えます。

本当に極端な少人数で子育てをやっている方の中には、悲痛な声がありました。これを早く何とかしてほしいという声を私もたくさん聞いてきました。一、—————
—————、—————、—————
—————、—————
—————。

今度、15日に意見を聞いてまいりますので、それを基に進めていきたいというふうに
※ 取消し発言あり

考えています。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

大井小学校、この校舎ができたのは、私は小学校4年生ぐらいのときです。そのときに、校長先生はエンドウヨシミネ校長で、教頭はカノウショウイチ教頭でした。あと、トオヤマ先生とかスダ先生とかスズキ先生とかカトウ先生とか、いっぱいいました。その当時は、まだマイカーがないので、私のうちの前をみんなが背の高い、すばらしい先生がスーツを着て、コートを着て、ハットをかぶって堂々と四、五人、ずずっと道を闊歩していきました。本当にすばらしい先生が一生懸命この大井小学校をつくって発展させてくれました。その小学校がなくなるというのは非常に寂しい。そういった先生にも、ぜひなくなるんだよとお伝えしてください。

その当時はオリンピックがあつて、東名高速が走って、大変高度成長なときでありました。私のうちにもカラーテレビが来て、車が来て、冷蔵庫が新しくなって、そういった希望のある、そういった時代でした。そういった時代をすばらしい先生たちに恵まれて、大変幸せだと思っております。

現在、令和に入って、時代が変わってまいりました。電子産業、そういったものも活用しなければなりません。ICTも有効に活用しなければなりません。また、車社会もガソリンから電気が変わってまいります。そういった新しい時代に向けて、私は新しい中学校を造ってほしいと思います。教育長さんたちも、大変すばらしい方だと思いますけれども、この統合の話ではなくて、これを一旦廃案にして、中学校をつくるほうに頭を回していただいて、そのエネルギーをもっともっと町のために、そして私が聞いてきた保護者のために、この案を廃案にさせていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今回、この保護者に聞いてきたときに、今日の12月議会で大井小学校が廃案になる議案が提出されるから、皆さん、本当の声を聞かせてくださいとお願いをしました。[※]、この案は次の議会、例えば3月議会に提出されるんですか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

※ 取消し発言あり

○教育部長（山下雅弘君）

こちらの計画につきましては、議会の中で議決をいただく事項ではございませんので、3月議会に上げる予定はございません。議会の中でお伺いするのは学校の設置条例ですので、そちらの条例の改正の議案については、議会の議決をお伺いすることになると思います。そちらにつきましては、先ほど教育長が言われましたように、来週、大井小と師崎小の保護者の方への保護者説明会を行っていきます。説明会の後に、こちらの計画について、今、案の状態ですので、基本計画として決定するかどうかにつきまして、総合教育会議のほうで決めたいと思っています。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

何回も言いますが、この案は廃案にしていきたい。そして、新しい中学校を造っていただきたい。大井小学校は師崎小学校に行きません。以上です。終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

回答は簡潔にお願いいたします。

1. 新型コロナウイルス感染症対策の継続を。

全国的な新型コロナウイルス感染症が再び広がり始めています。まだまだ南知多町でも積極的な感染症対策が必要です。町民の収入も、前年より減っています。国の第3次補正の予算も計画されようとしています。住民の生活の支援から、当面以下の施策の継続について質問いたします。

(1)、小・中学校の児童や保育園児への給食費無償化の施策は町民に喜ばれています。第3次補正等を利用し、少なくとも本年度末の3月まで家計を応援し続けることが必要ではないか。

(2)、水道料金の基本料金の無償化も町民から歓迎されております。この施策についても、第3次補正等を利用し、同じく3月末まで継続することが必要ではないか。

2. 保育所への柔軟な入所条件についてです。

子育て支援を強化し、保護者が安心できる保育所の入所条件について質問します。

(1)、0歳児、1歳児の入所申込みで、親が国民健康保険加入者では4月入所はできないと言われた方がいます。南知多町の入所条件は、健康保険の種類で差別をしているのでしょうか。

(2)、乳幼児は入所後、保護者が解雇等をされた場合、入所条件がなくなったとして、次の日から保育所の退所を強いることなく、保護者本人とその状況を話し合い、一定の柔軟な保育期間の延長を認めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

3. 第7次総合計画の充実のために、市民会の答申案、パブリックコメント等から質問いたします。

(1)、令和30年時点で、約1万人の人口を維持するためのKGI（重要目標達成指数）の目標値である出生数75人をどのように具体的に確保する手だてを考えているか。

(2)、GIGAスクール構想に対応して、Wi-Fi環境がない家庭の児童への具体的な支援策はどのように考えているか。

(3)、時代の担い手を育むために児童・生徒に農業・漁業体験の積極的な活用が必要と思われるが、どのような施策を考えているか。

(4)、子育てと仕事の両立ができる町として、まず役場が率先して働く環境づくりとして、役場内の男性育休率30%取得、リーダーシップを執る役職における女性の占める割合の30%等がパブリックコメントで出されております。町長はどのように考えているか。

4. 第8期介護保険事業計画に向けて。

応能負担に基づく介護保険料とその段階別の考え方について質問いたします。

(1)、第7期までの約2億円の基金を投入し、5,000円の基準保険料を引き下げる工夫はしているか。

(2)、現在の12段階を見直し、13段階とし、武豊町のように1,000万円以上の段階を設定することが必要に思うがどうか。

よろしく願いいたします。

自席において再質問させていただきます。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問1－1の給食費の無償化を3月まで継続をと、1－2の水道料金の基本料金の無償化を3月まで継続をについては関連がありますので、併せて答弁をさせていただきます。

本町におきましては、国の地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の生活支援対策として、小・中学校及び保育所の給食費を令和2年5月または6月から12月まで無償としております。また、水道料金の基本料金につきましては、令和2年8月請求分から令和3年1月請求分までを無償としております。現在、国は追加の対策を令和2年度第3次補正予算と来年度予算で措置すると報道されておりますが、その内容につきましては今後確認してまいります。

本町といたしましては、今のところ3月まで無償化を継続することは考えておりませんが、今後も新型コロナウイルス感染症に関する様々な対策について、町民の皆様をはじめ、国、県、近隣市町村などからの情報収集に努め、検討してまいりたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

残念です。

南知多町は、本当に12月、給食費の無償化や1月までの水道料金の無償化、これについては、知多半島の中でも南知多町は先進的で積極的な施策として私も評価しております。

現在は、観光GOTにやや重きが置かれて、日常生活者の支援、その視点については非常に弱くなっているのではないのでしょうか。これに対しては、やはり南知多町としても、ぜひ子どもたちの生活や、そして住民の皆様方の生活を重きに置く視点として、この2つの重要な施策は大いに継続していけば町民の皆さんに喜ばれると、これはもう明らかなことであると思います。ぜひ積極的な検討をよろしく願いいたします。

次、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは御質問2-1、ゼロ歳・1歳児の入所申込みで、親が国民健康保険加入者では、4月入所はできないと言われた方がいる。南知多町の入所条件は健康保険の種類で差別しているのかにつきまして、答弁させていただきます。

保育所のゼロ・1歳児の入所基準は、原則、全ての保護者が常勤で、自分自身が勤務先で社会保険等に加入している、または国民健康保険加入者で常勤の方と同程度の時間就労している方としており、健康保険の種類で判断しているものではありません。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今、健康保険の種類で差別していないということを聞いて安心しました。

しかし、この趣旨がしっかり伝わっておりません。私が直接聞いた女性は、あなたは国民健康保険ですか、それならば対象になりませんか。社会保険ならば具体的に、その事業主の署名をもらってきてくださいと。そういう形で、入所の書類すらもらえなかったと怒っておられました。

南知多町の保育所のホームページを見ますと、一番最後のところに、事業所における国民健康保険の署名をしてもらってくださいと、こう書いてありますね。いわゆる8時間働く、そういう労働者であるということを証明することだと思いますけれど、自営業の方は、なかなかそんなことはできません。そして、自分の赤ちゃんを背負って昔のように働けというんですか。

だから、そういう点でも基準の置き方の問題は、やはり国民健康保険ならもう初めから駄目と、そういうような役場の姿勢がもう見え透いております。そうではなくて、やはり国民健康保険で自営業の方でも、実際に8時間働いて、農業をやる中小業者の方でも、確かに自分の家で働くかもしれないけれど、しかし、子どもは預けてほしいんだと。そうしないと自分の生活が成り立たないということがしっかり見えるわけです。だから、そういう点でも配慮を今後していただけるんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（相川和英君）

保育所の入所につきましては、入所受付時にそれぞれの御家庭の就労状況などを確認させていただきまして、対応していきたいというふうに考えております。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ぜひしっかりとした説明をして、そしてその方の生活状況もしっかり見ていただいて判断していただきたいと思います。

それでは、次をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

御質問 2 - 2、乳幼児が入所後、保護者が解雇等をされた場合、入所条件がなくなったとして、次の日から保育所の退所を強いることなく、保護者本人とその状況を話し合い、一定の柔軟な保育期間の延長も認めるべきと考えるがどうかにつきまして、答弁させていただきます。

保育所は、仕事など家庭の事情により保育を必要とする児童を御家族に代わり保育をする施設であります。乳幼児については、保護者が離職されますと入所の基準に該当しなくなりますので、退所いただくこととなります。

なお、離職後、求職活動を継続的に行う場合など、別の入所基準に該当すれば、保育の認定を変更し、引き続き保育を認めております。

また、退所後につきましては、一時的な保育が必要な場合は一時保育により受入れを行っております。

現時点では、離職に伴う保育期間の延長は考えておりませんが、事前に御相談いただければ認定変更などで対応しておりますので、保護者の方には就労形態や家族状況等が変わる場合は御相談いただくよう周知に努めてまいります。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

この点についても、安心をいたしました。しかし、やはり運用によって個別のケースでは厳しい対応をされる方もかなり見えるんですね。なので、これ役場の方、もしくは保育所の所長さん等の対応になると思うんですけど、現在、正規・非正規の方を含めて解雇される方が非常に増えております。子どもを実際に預けておいて、その入所条件が確かになくなると、そういう方も見えます。

例えば10月25日に解雇された場合、じゃあすぐ出ると、これはちょっと非常に酷だと思うんですね。11月までは一定の保育入所条件の月ぎめになっておりますので、だから、少なくとも例えばその方と相談をして、そして11月の終わりまでに職が見つからない場合にはお願いしますよと、そういう話をやはり粘り強く応答していただきたいと、このように思います。

そしてその状況をしっかりと南知多町としても応援しているんですよという立場を示すことこそが、この子育て状況を要するに大事にしていく町であるということを示すことだと思います。それをあらかじめばしっと切ってしまうのは、これはやっぱり冷たい町だというふうに思われてなりませんので、ぜひその辺のところをよろしく願います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

御質問の3番です。御質問3-1は私、企画部長から、御質問3-2と3-3は教育部長から、御質問3-4は町長から答弁をさせていただきます。

それでは、御質問3-1のKGI（重要目標達成指標）の目標値である出生数75人をどのように具体的に確保するかにつきまして、答弁させていただきます。

第7次南知多町総合計画のKGI、これは総合計画終了時点（令和14年度）で維持すべき出生数75人につきましては、人口減少が続いております我が町におきまして、令和30年時点で人口1万人を維持し、それ以上減らないためには出生数75人が必要であるという推計に基づいております。平成29年中の出生数は85人でした。平成30年中は73人、令和元年中の出生数は61人と、既に目標値の75人を下回ってきている事態となっております。このような現状を多くの町民の皆様にご知っていただき、目を向けていただくこと

によって現状に対する危機感と問題意識を共有し、一丸となって力を合わせて人口減少対策に向けたあらゆる施策に取り組んでいくための目標値75人を設定したものでございます。

第7次総合計画は、基本構想とアクションプランの2層で構成されまして「分かりやすく実効性のある使う計画」を目指し策定されました。基本構想では、将来イメージとして「絆・選ばれる理由があるまち」、基本理念として「暮らし続けられるまちを“あなた” とつくる」を掲げ、また将来イメージの実現のため、3つの重点政策「子育て支援と教育の充実」「産業の活性化と雇用の確保」、そして「定住支援」に優先的に取り組んでまいります。

個別具体的な事業につきましては、第7次総合計画では、毎年、町の全ての事業から重点政策にひもづいた関連事業50事業ほどを抽出したアクションプランを公表いたします。毎年100人の固定したモニターによる町民意識調査と町公式ホームページなどを活用して広く意見などをお聞きし、それらを踏まえ、総合計画評価委員会にお諮りいたします。その結果を個別の事業にフィードバックし、PDCAサイクルを回すことによって、柔軟かつスピード感のある町政運営を行っていく仕組みを取り入れております。

このように目標値75人を確保する具体的な手だてといたしましては、まさに第7次総合計画を使い、あらゆる施策を活用して魅力あるまちづくりに取り組み、人口減少ストップを実現していく考えでございます。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

そのような抽象的な回答ではなくて、もっとすっきりと回答していただきたいと思えます。

まずは子育て環境の整備と、そして女性の働く状況づくりです。そうしないと、南知多町には来ません。そのための積極的な施策は、小・中学校、保育園の給食費の無償化、そして子どもの医療費の18歳までの無料化です。これをやることによって、まずは実際の施策を呼び込む、若い人は、ああ、南知多町では給食費の無償化、そして医療費の無償化なんだと、じゃあ一遍住んでみようかと、そういうふうなことを思うじゃないですか。抽象的なことでは進みません。ぜひとも具体的な提案をしていただきたいと思

ます。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問3-2のWi-Fi環境がない家庭の児童への具体的な支援はどのように考えているかにつきまして、答弁させていただきます。

第7次総合計画の基本構想の中で、GIGAスクール構想につきましては、「実現に向けて国等の支援を活用して学校のICT環境の整備とICTを活用した学習活動の充実を進めます」としています。本町においては、今年度、GIGAスクール構想の実現に向け、国の補助金を活用し、児童・生徒1人1台タブレットの実現、及び学校におけるネットワーク整備を行います。タブレットについては、学習支援やコミュニケーションツールをはじめ、子どもたちの健やかな成長を支えるため、様々な活用が考えられます。授業での活用以外に、さらに踏み出し、学校再編やコロナウイルスの情勢などの大きな流れの中で、学校が休校などになった状況においても児童・生徒の学習をサポートするための活用も考えられます。

また、リモート授業も重要な選択肢でありまして、リモートの課題を踏まえつつ、メリットを生かした活用を検討していきたいと考えております。

そのためには、まずは家庭でタブレットを使えるWi-Fi環境があるかどうかを課題となってくるので、一定の通信環境があるかどうかの調査が必要となります。そういった環境がない場合の具体的な対応や通信費の問題、またタブレットを家に持ち帰る場合のルールづくりも必要となってまいります。現時点では、具体的な事業については決定しておりませんので、令和3年度に第7次総合計画に基づくアクションプラン・実施計画を策定し実行していく中で検討していきます。

続きまして、御質問3-3の児童・生徒に農業・漁業体験の積極的な活用が必要だと思われるが、どのように施策を考えているかにつきまして、答弁させていただきます。

こちらも第7次総合計画の基本構想の中では、農業・漁業体験をはじめとした郷土学習の拡充につきましては、「児童・生徒が地域に愛着を持つため、農・漁業体験をはじめとした自然の中での学習、伝統行事等への参加、地元の食材を使った給食等、郷土教育の拡充に取り組みます」としています。

農・漁業体験は、総合的な学習の時間の中での体験やキャリア教育を行っています。例えば総合的な学習では、田植や稲刈りなどの米作り体験や、キャリア教育として潜水漁、タコ漁などの漁業体験を行っています。

拡充のための農・漁業の体験につきましては、先ほどの答弁と同様に現時点では、具体的な事業については決定しておりませんので、令和3年度に第7次総合計画に基づくアクションプラン・実施計画を策定し、実行していく中で検討していきます。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

御質問3-4でございます。パブリックコメントで出されている男性職員の育休取得、女性職員の役職登用に関する意見についてでございますが、町長の意見はということなので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、第7次南知多町総合計画の案に対しまして、パブリックコメントはたくさんのお意見をいただきました。まずもって感謝申し上げます。

その中で、質問にもございます男性職員の育休の取得、役職における女性の登用をはじめ、働きながら子育てする世代への支援拡充、働きやすい職場環境・労働環境の改善などなど、たくさんのお意見をいただきました。これまでの意見を踏まえまして、総合計画の基本施策に次のように言葉を添えました。

それは、役場が率先して子育てと仕事を両立できる職場環境の整備に取り組み、役場内の意識を変えていくとともに、南知多町全体の職場環境改善の機運を醸成するとしまして、パブリックコメントの意見を反映させていただいております。

町としましては、この計画に沿いまして、今後も引き続き男性職員に対しての育児休業、それから特別休暇などなどを取っていただけますような方針でいきまして、それをするために何が要るかといいますと、まずその制度を周知すること、それから知った結

果、それが使いやすい職場環境にしていくということに関して取り組んでいって、男性職員の育休、男性職員が育児に積極的に関わっていくというような環境を促してまいりたいと考えております。

もう一つ、女性職員です。これに関しましては、男性も女性もありませんが、まず適正な人事評価をするということを前提にいたしまして、女性の役職を増やしていきたいと考えております。

そのためには、働きながら子育てをする世代、この方たちの環境に対して支援をしていきながら、女性も活躍するという場所を設けて後押しをしていくということを考えております。こうした南知多町の取組を通しまして、この地域全体が働き方改革に向かって加速をするということに期待をして、私の答弁とさせていただきます。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

積極的にその町長の姿勢を具体化していただきたいと思います。

南知多町は、審議会の中でも出ましたけど、女性管理職の比率が8%と、これは保育所の所長も入っておりますので、実際にここの議場の中を見ていただいても分かります。ほとんど女性がいらないというような状況がありますので、ぜひともそこら辺の改革をお願いしたいと思います。

次、2つとも回答してください。お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問4-1の第7期までの約2億円の基金を投入し、5,000円の基準保険料を引き下げる工夫はしているかにつきまして、答弁させていただきます。

令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間であります第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料の基準額につきましては、介護保険運営協議会にお諮りし、この計画の中で今年度中に定める予定でございます。

第8期計画の策定段階におきまして、中期的に見ますと、介護ニーズも複雑・多様化する中、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数及び介護サービス費ともに年々増加して

いくと推計がされております。

また、5年後にはいわゆる2025年問題として、団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者の年齢に達し、さらなる介護サービス費の増大が予測されております。持続可能な介護保険事業の安定運営を図るためには、可能な限り保険給付費の抑制に努めることが重要であります。そのためには、重度化防止を目的とする介護予防・健康づくりの推進や、認知症施策の充実、また地域における生活支援体制の整備や在宅医療・介護連携の推進などを重点目標とし、さらに地域包括ケアシステムの構築を推進していきたいと考えております。それらが結果として、保険料の適正化につながるものであります。

介護給付費準備基金の投入額は、多ければ保険料引下げにつながりますが、一方で準備基金は介護保険事業運営の安定のためにも必要なものでありますので、そのバランスを考慮し、適正な投入額を計画し、介護保険運営協議会にお諮りしてまいりたいと考えております。

続きまして、御質問4-2の現在の12段階を見直し13段階として、武豊町のように1,000万円以上の段階を設定することは必要と思うがどうかにつきまして、答弁させていただきます。

本町におきましては、現行の第7期計画における所得段階は12段階で設定をしており、近隣市町の状況を見ましても、知多5市5町の全てが12段階で設定しております。所得段階や保険料率等につきましては、介護保険法施行令で示されている9段階を標準に保険者が条例で定めることができることとなっております。

保険料の多段階化につきましては、負担の公平性と13段階導入の効果などを研究し、所得段階ごとの第1号被保険者数や近隣保険者の動向も注視しながら、第1号被保険者の介護保険料の基準額と同様に介護保険運営協議会にお諮りしてまいりたいと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

既に介護保険運営協議会の一番直近の資料を見てみますと、保険料は下げられます。もう既に試算をしております、今、介護報酬の問題が国会で問題になっています。報酬料を上げるかどうかと。もし報酬料を上げない場合については、介護保険料は4,904

円になると。それから、もし介護報酬を0.5%上げるとなると、そうすると4,930円になると。介護報酬を1%上げて4,956円ということ直近の介護運営協議会の中でそういう資料が出されておりますので、確実にこれは1億5,000万円を投入すれば下げられるんです。これは1億5,000万円の基金を投入した額です。町が出している資料ですから。

だから、それに向けて、やはり具体的な今後の介護報酬がどうなるか、ちょっと国の動向は分かりませんが、しかし、このままの状況でいけば、既に前回の介護運営協議会が出されたこの資料に基づいた、そういうふうな結果、6円、4円と下げることができます。直近では、例えばここの武豊町では4,960円なんですね、第7期の保険料が。だから、僅か端数であっても、20円でも30円でも下げれば喜ばれます、皆さん方は。なので、ぜひそこは積極的に工夫していただきたいというふうに思います。

そして、段階においても武豊町においては12段階ですが、2.3%、現在、最高段階が2%です、掛け率が。しかし、武豊町においては2.3%という掛け率で、非常に1,000万円以上計画していると、そういう形になっているんですね。なので、やはり南知多町においても、もしそのままの状態ならば、じゃあ武豊町のように、少し一番上の掛け率を今2%です、それを2.3%にすると、そういうようなこともできるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（田中直之君）

保険料の基準額及び所得段階の多段階化、また準備基金を幾ら取り崩すかにつきましては、引き続き今後の介護保険運営協議会のほうに諮りまして、決定させていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

以上で内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時40分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 10時32分]

[再開 10時40分]

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、3番、片山陽市議員。

○3番（片山陽市君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

通告書の朗読でさせていただきますのでよろしくお願いします。

1. システムの統一化について。

令和2年9月16日に菅内閣総理大臣が誕生し、新政権の中で注目したいのが、デジタル改革担当大臣を新たに就任させ、デジタル庁創設に向けての準備を進めているところです。

デジタル庁の創設が実現された場合に菅総理は、今から5年後、2025年末までに各省庁をはじめ地方自治体も含めてシステムの一括調達やデータ様式を統一し、事務効率化や住民サービス向上を図り、行政手続全般を迅速にするとしています。

そこで、以下の質問をします。

(1)システムが統一されると考えられるメリット・デメリットは何か。

(2)現在、本町で業務委託しているシステムは、全部で幾つあるか。

(3)遺児手当のシステムのように対象者が少なく、エクセルなど表計算ソフトを使って計算できるようなものは、業務委託せず作成できるのではないか。

(4)今後5年でシステムが使用できなくなる可能性があるのに、毎年行われているシステム改修業務委託は必要ないのではないか。

(5)令和2年度予算の介護保険システム関係では、保守手数料、運用支援委託料、改修事業委託料、借上げ料の4項目で予算総額1,403万円計上されているが、統一されると、どの程度の費用の減額が見込めるか。

(6)デジタル改革関連法案準備室が作成したデジタル改革アイデアボックスが、令和2年10月9日から運用されています。約1か月経過した時点で3,400件ものアイデアが全国から寄せられています。本町においても同様に、広く町民からの御意見がいただけるようなものを作成してはどうか。

以上ですが、再質問がある場合は、この場でさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問1-1のシステムが統一されると考えられるメリット・デメリットは何かにつきまして答弁させていただきます。

政府・地方自治体のデジタル化に関する具体的な計画が記された資料としまして、政府CIO内閣官房情報通信技術総合戦略室がまとめた令和元年12月20日に閣議決定されましたデジタル・ガバメント実行計画がございます。その資料によりますと、国は令和4年度までに地方公共団体の様々な業務の標準化と各業務システムの標準化に取り組み、国が業務システムの標準仕様書を作成することによりまして、その標準仕様に沿ってシステム業者により開発されたパッケージソフトなどを地方自治体が調達して使用することで、システム調達の効率化及びコスト削減を目指すとされております。

標準化のメリットとしましては、1.自治体の情報システム調達過程の合理化による自治体負担の軽減。2.維持管理コストの削減。3.広域クラウド推進への寄与。4.標準仕様書を基に、共同開発、共同利用を進めることで、AI等の先端技術の開発コストが圧縮されることなどが期待されています。

デメリットとしましては、業務の方法、手順等を標準仕様に合わせる負担が実際に生じる可能性があること。あるいは、標準化されていないその他のシステムがございますが、標準システムと連携している場合は、システム改修の費用が発生することなどが考えられます。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

今の答弁ですと、デメリットのほうがかなり少ないというふうに感じました。

政府によりますと、先月の半ば頃だったと思いますけど、システムが統一されると約3割ほどの費用が軽減できるというふうに発表されています。国のほうが3割なので、町としては一体どれだけ減るかちょっと分かんないんですけど、最低3割を目標に南知多町としても遅れることなく、統一した後の経費削減に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

御質問1-2、現在、本町で業務委託しているシステムは、全部で幾つあるかにつきまして答弁させていただきます。

業務委託しているシステムが幾つあるかということですが、何を1つのシステムとして捉えるかという面で難しさがございます。例えば、本町の総合住民情報システムには、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税など45の業務がサブシステムとして含まれております。総合住民情報システムを1つのシステムとして捉えることもできますし、45のサブシステムをそれぞれ45のシステムと捉えることもできるということがございます。

現在、国は17の業務について標準化を進めるとしておりますが、このうち介護保険業務を除く16業務が先ほど申しました本町の総合住民情報システムのサブシステムの業務に対応をしております。今回、システム数について役場内部の調査を行いましたところ、住民情報システムを一つとして数える集計の方法によりまして、総合住民情報システム、介護保険システム、戸籍総合システム、統合型地図情報システム、例規集データベースシステムなど46のシステムがございました。以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

たくさんのシステムがあるということが分かりました。

その中でも総合住民情報システム、この中に何か45のサブシステムがあるということなんですけど、これは連携というのか連動というのか、そういった形で運用されているのかということと、難しいシステムが幾つもあって、46もあると、こういった46についても同じように連携して運用されていますか。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（高田順平君）

ただいまの総合住民情報システム内での連携及びその他のシステム間の連携はどのよ

うになっているかという御質問にお答えさせていただきます。

総合住民情報システム内の45の業務につきましては、最新の情報を相互連携して運用しております。また、総合住民情報システムを含む46のシステムにつきましては、そのうち20のシステムが総合住民情報システムと連携して運用をしておるものでございます。また、総合住民情報システムだけではなく、愛知県、また南知多町以外の他団体のシステムと連携して動いているシステムもございます。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

それぞれのシステムが複雑に絡み合っているということですので、国のほうはどのような形でやっていくのかまだちょっと分からないですけど、必要ないシステムは減らす、必要なものは統一化されていくというふうなことになると思います。

それでは、次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問1-3、遺児手当のシステムのように対象者が少なく、エクセルなどの表計算ソフトを使って計算できるようなものは、業務委託せず作成できるのではないかとしまして答弁をさせていただきます。

まず、遺児手当は、独り親家庭等の児童の健全育成等のため手当を支給する制度でございまして、県の制度と町の制度がございまして、さらに、同じように国の制度としまして児童扶養手当がございまして、遺児手当のシステムは、町の遺児手当を受給者に支給するためのシステムでございまして、県が支給する遺児手当、国の児童扶養手当のため、町は県に対し受給者情報などを提供してございまして、その情報の受渡しの記録を管理する機能もございまして。

町の遺児手当につきましては、11月末現在、該当する児童数は136人、受給者数は89人となっております。遺児手当の業務は、個人・世帯情報、所得情報などを基に資格判定、支給事務等を行います。議員の御指摘のように、エクセルなどを利用して業務を行うことも可能でございまして、事務の効率化等を考慮するとシステム業者が提供するシ

システムの活用が有効と判断をしております。

なお、今年度におきましては、コロナウイルス感染症対策で遺児手当受給対象者特別給付を1回行っており、これはシステムを活用し、改修費なしで迅速に支払いを行っております。

また、システム上の情報連携が不要な簡易なシステム、定期的な事務が発生しないものなどは、例えば旅費や報償等明細作成ツール、南知多町プレミアム付食事・宿泊券申請受付システムなど、エクセル等を利用して本町職員が作成し、業務に活用している事例はございます。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

遺児手当について89人に支給するというので、89人分の年6回の支給金額を計算するのにシステムをわざわざ使わなければいけないというのはなかなか理解し難いんですけど、ほかのシステムと連携していて、業務が効率化できるということであるのなら必要なかなあと、ちょっと思わなければいけないのかなあと思います。

最後のほうでおっしゃいました、エクセルで作られたシステムがあるよというようなことで、職員が独自に開発したシステム、確かにあると思うんですけど、職員が提案、あるいは発案して業者に委託してつくらせたシステム、あるいは改良したシステムというのはありますか。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（高田順平君）

ただいまの職員の提案により、業者によりシステムを開発してもらった例、またシステムを改良してもらった例についてお答えさせていただきます。

まず、職員の提案により開発してもらった例でございます。こちらにつきましては、災害避難支援システム、防災安全課所管になりますが、こういったシステムがございます。

また、システムを改良してもらった例でございます。こちらにつきましては、法改正等により発生するシステム改修業務の中、またシステムの運用保守の中で職員の提案に

よる軽微なシステム改良が日々行われておるものでございます。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

とにかく、私どもの町はシステム改修に係る費用がかなりあるものですから、一つでも外注を減らして経費を削減してくれたらなあという希望があります。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問1－4の今後5年でシステムが使用できなくなる予定があるのに、毎年行われているシステム改修業務委託は必要ないのではないかにつきまして答弁させていただきます。

御質問の今後5年ということにつきましては、菅内閣総理大臣が政府の会合での発言、あるいは10月26日の所信表明演説の中でも、今後5年間で自治体のシステムの統一・標準化を行いとの御発言がありました。しかしながら、システム改修業務委託につきましては、当該年度や翌年度の法改正、制度改正などに対応するため行っているものでございまして、システム改修は必要なものと考えております。

改修費用につきましては、小規模な改修などは保守、運用支援契約の中で対応する場合がありますが、大規模な改修などにつきましてはシステム業者に改修業務を発注することになります。将来、全国的に地方自治体の業務システムの標準化が進んだ場合は、こういった改修についての費用が削減できるものと期待されると考えています。以上です。

○3番（片山陽市君）

議長、次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問1－5の令和2年度予算の介護保険システム関係では、保守手数料

をはじめ予算総額1,403万円計上されているが、統一されるとどの程度の費用の減額が見込めるかにつきまして答弁させていただきます。

現在、標準仕様が示されておられませんので、どの程度費用の減額が見込めるか、その額をお答えすることはできませんが、今後、標準仕様が示され、システム業者がその仕様に基づいたシステムを開発、提供が開始された場合、本町はそのようなシステムについて、現在のシステムとランニングコスト等を含め比較し、現在のシステムと置き換えるかどうかということになると思われま

す。また、現在、本町は、介護保険システムを総合住民情報システムとは別に導入していますが、運用においては住民基本台帳、税情報等との情報連携もございます。システムの提供形態によっては、総合住民情報システムのサブシステムとして介護保険システムが提供される場合も考えられ、さらには、それがクラウド化等により他自治体との共同利用が可能となることも考えられます。

情報通信技術の進展は目覚ましいものがございまして、情報セキュリティーを確保した上で、現在知られていない様々なサービスが利用できるという可能性もございます。

今後もシステム更新等に当たっては、トータルでどのような方式が適当かなど、様々な面から慎重に検討する必要があると考えております。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

介護保険のシステムは、ほかのシステムとあまり連携していないのかなあと感じておったんですけど、幾つか連携しておるようで、なかなか難しいなあと思います。

知多北部広域連合というのがあります。こちらのように、南知多も近隣市町と連合体というのか、連合を組んでやると費用が安くなるんじゃないかと思いますが、そういったことは可能なのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（田中直之君）

質問のありました、本町において近隣市町と連携を組んで広域連合化すればシステムに係る費用が安くなると考えるがどうかということにつきまして答弁させていただきます

す。

知多北部広域連合につきましては、東海市、大府市、知多市、東浦町の3市1町で構成されておりまして、平成12年4月からの介護保険制度発足当初から広域で事業を開始しております。

広域連合のメリットといたしましては、電算システムの経費軽減のほか、保険財政の安定化、保険料やサービスの標準化が図られることなどが考えられます。

知多北部広域連合の令和2年度の当初予算資料によりますと、介護保険システムに係る全体の経費につきましては、システムの更新費用を含めると2億2,875万8,000円で、そのうち毎年度の恒常的に支出される経費といたしまして、約7,400万円が計上されております。単純計算ではございますけれども、この恒常的経費を4市町で割りますと、1市町当たり1,850万円となります。

広域化により、関係市町の負担軽減が図られた市町もあるかとは思いますが、本町が今年度システム関連予算として計上しました1,403万円と比較いたしましても、広域連合のほうが1市町当たり447万円程度経費が多くかかっていることになり、一概に安くはなっておりません。

そのほか、行政運営と同様に財務会計システムなど、各種電算システムの連携が必要になり、新たな経費が発生してまいります。知多北部広域連合の関係市町の負担金につきましては、人口規模等を基礎にその負担割合を規約等で定めております。

今のところ、近隣市町間におきまして、広域化に向けます話合いの場は持たれておりませんが、町といたしましても、広域化のメリット、デメリットを整理しておきたいと考えております。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長(藤井満久君)

片山議員。

○3番(片山陽市君)

広域化しても安くないということでしたので、ちょっとがっかりしておるところであります。私も近隣市町の介護保険のシステムに係る費用、令和2年度の当初予算ですけど調べました。そうしますと、武豊町辺りが1,350万円程度、概算、約ですけど1,350万円、美浜町は830万円、常滑市は520万円、半田市に至っては100万円というように、各市町で相当な格差があるなと思ったんですね。ということは、システム開発業者

というんですかね、この業者が多分それぞれの市町で違うと思うんですけど、これをもし替えることができるのであれば、費用をまた抑えることができるのかなあというような気持ちもありました。これは今後検討していただければ結構ですので、頭に置いておいてください。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

御質問1-6、デジタル改革関連法案準備室が作成したデジタル改革アイデアボックスが令和2年10月9日から運用され、約1か月で3,400件ものアイデアが寄せられたが、本町においても同様に、広く町民からの御意見がいただけるようなものを作成したらどうかにつきまして答弁させていただきます。

町民の皆様から御意見をいただく方法といたしましては、町公式ホームページ上からお寄せいただくことが可能になっております。現在でもホームページの各ページのお問合せ専用フォームを御利用いただき、制度等への問合せとともに、行政への御意見や希望などもお寄せいただいているところでございます。

また、ホームページだけでなく、広く町民からの御意見がいただけるよう、町長対話室、各種相談会を開催させていただいており、引き続き広く御意見の募集を行ってまいります。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

今現在、ホームページの各課のページから確かに専用フォームというのがあります。しかしながら、今回のようにデジタル改革アイデアボックス、デジタル改革についての担当課って誰というのは、ほぼほぼどの町民も分からないんじゃないかというふうに思います。トップページにそういった専用フォームを置いて、町民の意見をいただくというようなことは可能なかどうかということをお聞きしたいです。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（高田順平君）

ただいまのトップページに御意見ボックス等の意見をいただく仕組みが設置できないかということにつきまして答弁のほうをさせていただきます。

技術的には可能でございます。ただし、現在の南知多町公式ホームページにつきましては、平成30年に全面リニューアルのほうをさせていただいております。このリニューアルの際に、ホームページ上からメールアドレスの非表示及びトップページからこういった御意見ボックスのようなものを設置して直接御意見をいただくという仕組みを削除させていただき、迷惑メール対策のほうを施させていただいております。それ以降、迷惑メール対策としましては、この手段が大変有効だったというふうで企画のほうでも認識をしておりますので、現時点ではトップページに御意見ボックス等の設置は考えておりません。ですが、セキュリティーの維持、住民サービスの向上を両立できるような仕組みにつきましては、今後も情報収集のほうに努めてまいりたいと思います。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

各課のページであってもトップページであっても、同じように専用フォームという形でメールアドレスが表示されなければ、そんなに迷惑メールも来ないのかなあというふうに思いますけど、今のところ計画がないのであれば、それはしようがないなあというふうに思います。

今回、デジタル化についてとシステムの統一について質問させていただいたのは、来年度予算編成に関して、かなりどの課も苦勞されておると、その中でシステム改修というのを減らすことはできないだろうかということちょっと質問させていただいたんですけど、ここ一、二週間、いろいろ勉強する中でも、やはりなかなか難しいなあということは分かりました。少しでも経費を安くするというのは目標ではあると思うんですけど、各課の皆さんも一生懸命努力して少しずつ減らす方向で頑張ってください。今後、今あるシステムを本当に有効に利用できるかどうか、見極めをしっかりお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（藤井満久君）

以上で片山陽市議員の一般質問を終了いたします。

次に、9番、吉原一治議員。

○9番（吉原一治君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1. 都市計画道路「豊丘豊浜線」の整備促進について。

豊丘と豊浜を結ぶ都市計画道路豊丘豊浜線は、平成3年度に役場前から約400メートルが開通しましたが、その後、およそ30年を経過した今もなお、国道までの区間296メートルが未完成であります。このため、本町の産業や住民生活において非常に貴重な路線であるにもかかわらず、長期にわたって地域の方々には大変な不便をおかけしております。

この道路の早期完成を望む地域の声を届けてまいりましたが、町当局をはじめとする関係各位の御努力のおかげで、ようやく事業の進展が見えてきました。

この道路は、豊浜中心部と南知多道路を結ぶ、本町の産業にとっても非常に重要な大動脈でもあるばかりでなく、町外から豊浜を訪れる観光客も多く利用する観光道路でもあります。さらに、南海トラフを震源とした大地震、津波被害が心配されるこの地域としては、この道路は避難や物資運搬の重要な役割を果たすものと考えています。十分な幅員とともに景観、安全性にも配慮された道路として整備を促進していただきたいと考えます。

そこで、現在進行中の豊丘豊浜線の整備について、以下の質問をします。

1. 豊丘豊浜線の整備の経過と現状はどうか。

2. 国道247号までの区間の今後の整備の見通しはどうか。

3. この道路は、豊浜小学校のそばを通るが、役場下からの交差点や国道247号との接合部などの安全性は確保されているか。

大きい2番です。本町におけるヤングケアラー問題について。

今、全国的にも要介護状態にある家族のために、その家事や介護などを担う子どもたちや若者の存在が注目されています。ヤングケアラーとは、家族に障害や病気のある親や高齢者の祖父母、年下の兄弟や親族などのケアを要する人がいる場合、大人が担うような介護を引き受け、家事や家族の世話、介護などのサポートを行っている若者や子どもを指しています。

特に、学齢期の子どもの場合、こうした家族介護の負担から、学校生活に集中できなかつたり、友達付き合いや部活などに時間を使えず、学業への支障が出るなどの影響が

心配されています。

全国的にも正確に把握されていないヤングケアラーについて、本町においてはどこまで実際に把握し、どのように対応を考えているか、以下の質問をします。

1. 本町において、家族介護のために不登校などの学業に支障の出ている事例はあるか。

2. 町として、高校生を含めたヤングケアラーの実態を把握する考えはあるか。

3. 学齢期のヤングケアラーに対する対応についてを考えているか。

以上、明確な答弁をお願いします。1番から3番まで一括でいいので、よろしく願います。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-1、豊丘豊浜線の整備の経過と現状はどうかにつきまして答弁させていただきます。

都市計画道路豊丘豊浜線は、愛知県が整備する県道で、伊勢湾側の豊浜から知多半島の中央部に位置する南知多道路と三河湾側の都市計画道路知多東部線へと接続する地域の幹線道路として、昭和49年2月20日に都市計画決定されました。

この路線のうち、南知多道路豊丘インターチェンジから国道247号までの区間は、豊浜漁港へのアクセスルートとしての機能を有しており、本町の水産業・観光業発展のための大動脈となっております。

御質問にあります役場下、ファミリーマート前の交差点から国道247号までの区間約700メートルにおいては、平成3年度に一部区間約400メートルが完成し、供用開始され、既におよそ30年が経過しております。しかしながら、残る約300メートルの区間については、いまだ未整備となっております。

愛知県においては、この未整備区間をさらに2区間に分け、まずは整備済み区間に隣接する北側の区間から用地取得を進めておりましたが、交渉の難航などにより、事業休止の状況が続いておりました。その間、町としましては、東日本大震災を契機に大規模震災等における避難路や緊急輸送道路の役割を担う「防災の道」としての重要性を改めて地域とともに愛知県に対し、強く訴えてまいりました。

その結果、平成27年度より残る南側の工区を含め事業着手し、地権者をはじめ多くの

関係者の皆様の御理解、御協力により、今年の8月に国道247号までの区間において、全ての用地取得が完了したものでございます。現在は、この区間の工事着手に向け、準備作業中であります。

続きまして、御質問1-2、国道247号までの区間の今後の整備の見通しはどうかにつきまして答弁させていただきます。

国道247号までの未整備区間につきましては、今年度中に工事着手の見込みで、令和4年度中には供用開始の予定でございます。

工事の詳細につきましては、施工業者が決まり次第、回覧などを通じてお知らせする予定ですが、施工時の騒音や交通規制など、引き続き地域の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

また、この区間の供用開始に合わせて、役場下、ファミリーマート前の交差点においても、本線を南向きに切り替える交差点改良工事を予定しており、こちらにつきましても、早ければ来年度中にも工事発注の予定と聞いております。

続きまして、御質問1-3、この道路は豊浜小学校のそばを通るが、役場下の交差点や国道247号との接合部などの安全性は確保されているかにつきまして答弁させていただきます。

役場下、ファミリーマート前の交差点や国道247号などとの交差点の安全性確保につきましては、その道路形状や信号機設置の可否などについて、現在、愛知県公安委員会と道路管理者である愛知県において協議中であり、町としましても、地域の意向なども踏まえまして、車両や歩行者利用に対する最大限の安全確保に向け、調整を図っているところでございます。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

1つだけお聞きしますが、この交差点は、いずれも小学生や中学生が通うようになりますが、安全性には十分な配慮が必要だと思います。交差点の形状についてですが、どのような検討をされているか、今答えられる範囲でいいですので、少し補足して説明お願いできませんか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

吉原議員からの御質問、交差点の形状について、現在どのような検討がなされているかにつきまして答弁させていただきます。

まず、役場下、ファミリーマート前の交差点でございますが、現在、豊丘方面からは役場西信号交差点方面まで、初神の方面に向かう方面でございますが、こちらは道なりに大きくカーブする道路形状となっております。整備する工事区間側まで国道247号線方面へ向かう側でございますが、こちらについては左折する形の交差点となっております。今回実施する交差点改良工事につきましては、現在、左折となっている整備区間側に向かう南向きのほうを直進方向に切り替えまして、役場西信号交差点方面、こちらに行く際に右折の形に本線を切り替える工事でございます。

また、247号線との交差部分につきましては、当面のところ、国道北側の部分につきましてのみ交差点改良を予定しております。そのほか交差する町道、これはたくさんございますが、これらの交差点も含めていずれの交差点につきましても、安全に十分に配慮した交差点形状となるよう現在検討中でございます。よろしく申し上げます。

○9番（吉原一治君）

次、申し上げます。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問2-1の本町において、家族介護のために不登校などの学業に支障の出ている事例はあるかにつきまして答弁させていただきます。

本町の小・中学生のヤングケアラーの把握につきましては、教育委員会では、それを目的としたものは実施していません。そのため、正確な状況の把握はできておりませんが、長期欠席されている、いわゆる不登校の児童・生徒につきましては、学校から教育委員会に報告をされており、子どもの変化、様子を学校と教育委員会で情報共有をしています。

そのうち、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童や保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童につきましては、要保護児童対策地域協議会で情報共有しています。この要保護児童対策地域協議会が把握しているケースの中で、

独り親家庭で家事全般を子どもが担っているため、学業に支障を来しているケースは1件確認しております。

続きまして、御質問2-2の町として、高校生を含めたヤングケアラーの実態を把握する考えはあるかにつきまして答弁させていただきます。

ヤングケアラーである子どもが適切に養育を受け、健やかな成長と教育の機会を与えられるようにすることは大切であります。そのため、ヤングケアラーの把握は必要であると考えております。

子どもの状況を把握するという点では、まずは小・中学校での気づきが重要と考えます。現在、小・中学校におきましては、児童・生徒の情緒面のケアを担う役割としまして、学級担任のほか、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが日常的に関わっております。遅刻、出席状況、部活動の参加状況など、気になるところがあれば、子どもに声をかけ、その理由や事情を聞き、相談を受けています。その中で、家庭の事情から家族をケアせざるを得ない状況にある児童・生徒を把握することがあります。

そのほか、地区の担当の保健師や民生委員、児童委員の家庭訪問などでも家庭との関わりの中で把握できるものもあると考えます。また、高校生を含めたヤングケアラーになりますと、家族等のケアを通しての状況把握となるため、各種支援サービスを担当する部署の担当者の気づきや配慮が主体になると考えます。

例えば、障害者の支援においては福祉課の相談担当が、高齢者の介護においては地域包括支援センター等が相談を受け、状況に応じて家庭訪問し、障害や要介護の程度、家庭の状況等を確認した上で把握できるものと考えています。

なお、厚生労働省は、ヤングケアラーに関し、全国の教育現場を対象に初の実態調査を年内にも実施する考えを示していますので、今後はこのような国の動きにも注視してまいります。

続きまして、御質問2-3の学齢期のヤングケアラーに対する対応について考えているかにつきまして答弁させていただきます。

小・中学校におきましては、児童・生徒が家族をケアする側に回らざるを得ない状況を捉えた場合には、家族への支援が行き届くように福祉部門の関連部署と連携し、家族にとって必要な支援につながるよう情報提供を行うことや、必要な場合は、家庭訪問等を連携して行うことも大切だと考えます。

また、実質的なサポートといたしましては、福祉関連部署が福祉や介護サービスが必要な方に適切な支援を行うことで、家族である子どもへの負担を軽減させることが重要になると考えます。

現在、支援を必要とする児童等に対する支援体制を協議する場として、要保護児童対策地域協議会を設置しており、児童に対する相談支援に関わる課や外部の関係機関と協働して児童に対する支援体制の構築をしています。

しかしながら、要保護児童対策地域協議会において把握している児童等は、問題が表面化した事例に限定されます。児童・生徒の生活状況によっては、子ども自身が家族をケアせざるを得なくなっていることを自覚することが難しいことや、自覚していたとしても、本人から支援を求める声が上がりにくいということもあるため、問題が表面化していない児童等の把握について課題があると考えています。

今後は、教職員全体がヤングケアラーの概念について認識を高めるよう、校長会で周知する機会等を設けていくことも必要であると考えています。以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9 番（吉原一治君）

1つお聞きしたいんですが、子どもたちの異常に対する周囲の気づきが大切だと思いますが、このような状況にある子どもたちを見かけたときは、どこへ相談すればいいですか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

先ほどの答弁の中にもありましたように、障害であれば福祉関係になってきますし、介護であれば地域包括支援センターとなりますが、もし何かおかしいなあというものを思ったことがあれば、福祉課のほうに一度連絡をいただければ、庁内で連携を取り合っておりますので、そこから情報発信して対応していきたいと思いますのでお願いしたいと思います。以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

このヤングケアラーの問題は、私は三重県の議会の一般質問で、ある女性議員が取り上げたのを目にして初めて知りました。高齢化の進む我が町でも、こうした若者や子ども家族介護の問題は他人事ではないと感じ、取り上げさせていただきました。

本町でもこのような事例があったということで、当局にはしっかりと丁寧な支援をお願いします。あわせて、こうした事例がほかにはないか国の調査結果も表示しながら、学校の現場などに発信し、周囲と関係各位の緊密な連携をお願いするものであります。

家族で助け合うことは大変大切なことだと思いますが、介護など子どもが担う学校生活や学習、部活、そういうことに影響が出るようなことはあってはならないと思います。介護をめぐる課題は、問題は数多くあると思いますが、こうした子どもや若者による家族介護の問題は見過ごさせてはならないと思います。なお、注意しながら、やってもらいたいと思います。これからも子どもたちが健全に育つ町であり続けていくために行政各機関や地域がしっかりと子どもたちを見守ってもらいたいとお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で吉原一治議員の一般質問を終了いたします。

次に、7番、服部光男議員。

○7番（服部光男君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問の通告書の朗読から始めさせていただきます。

1番、Withコロナと歩むまちづくりを目指す。

愛知県は、令和2年11月19日現在で、新たに219人が新型コロナウイルスに感染したと発表した。1日の感染者として過去最多を更新した。国内でも連続して2,000人を超えて過去最多となっている。

同年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門会議は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言において、長丁場に備えて新しい生活様式に移行すべきとし、働き方の新しいスタイル、実践例としてテレワークやローテーション勤務、時差出勤、オフィスは広々と、会議はオンラインなどが示されました。

内閣府の調査でもテレワークを経験したと答えた人は全国で34.6%、東京23区で

55.5%で、このうち9割が今後もテレワークを利用したいと回答しました。

住宅関連企業の調査でも、テレワークをきっかけに引っ越しを検討・実施したことがあるかの問いに、53%の人が引っ越しを実施・検討・希望と回答しています。

西村経済再生担当大臣は、コロナ対策はもちろんのこと、テレワークの浸透が地方創生や少子化対策にもつながるとして、今後も推進していくと述べています。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 職員のテレワークについて。

(1)民間企業では、在宅勤務において、テレワークをはじめとするICT技術を活用した働き方が推進されつつあり、今後、官民いずれにおいてもこのような働き方が加速度を増して推進されていくのではないかと考えます。自治体においても、多くの個人情報や機密情報を取り扱うことから、セキュリティー対策等の課題はあるかもしれませんが、本町職員のICT技術を活用したテレワーク等の働き方について、どのように考えているか。

(2)コロナ禍において、実際に在宅勤務は行われたのか、今、行われているのか。また、期間中にどのような方法で実施されたのか。今後のテレワークの実施におけるICTの活用について、どのように考えているか。

2. 新たな働き方について。

(1)この地域は、NTTやCCNCによる光ケーブル網が整備され、両島においても光通信を開通させ、町全域で光通信の使用が可能になっています。

新たな働き方と連動して、都心からも人口流入を誘導していくように、このコロナ禍のピンチをチャンスに転換してテレワークや住みよい町、南知多町として充実させ、人口増加に努めていくことが必要と考えます。

そこで、まず、ワーケーションとして、本町には海や山など自然豊かな場所があり、様々な体験や仕事のアイデアやリフレッシュすることができます。宿泊・滞在施設として民泊であったり、地域のゲストハウスの利用等、移住・定住にもつながる可能性のあるこうした形態に対して、地域の宿泊施設を活用する等、どのように考えるか。

(2)ワーケーションを通じて移住を考えた場合に、町の空き家バンクを利用してもらいたい。しかし、売り、貸しともに登録物件の少なさが致命的とも思われる。空き家セミナーの開催等、頑張っている姿は分かるが、地域に登録していない空き家が多数存続しているのも事実である。

現在登録している物件数と登録利用者数の状況はどうなっているか。また、空き家バンクに登録してもらうための課題は何か。利用した場合の補助等はあるか。

以上で朗読を終了しますが、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問1-1、職員のテレワークにつきましては私、総務部長から、そして御質問1-2の新たな働き方につきましては企画部長のほうから答弁をさせていただきます。

それでは、御質問1-1-(1)ですが、本町職員のテレワーク等の働き方について及び御質問1-1-(2)、コロナ禍における在宅勤務の実施状況と今後のICTの活用についてどのように考えているかにつきましては、関連がございますので一括して答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の防止を図るため、愛知県緊急事態宣言が発出された4月中旬から5月下旬の期間に、本町でも事務室内の密を避けるため、勤務場所等の分散を図りました。

その方法といたしましては、御質問にありますような自宅で勤務をする在宅勤務のほか、1. 休日の勤務日への振替、2. 勤務時間をずらす時差出勤、3. 会議室等での執務など、こうした弾力的な実施を行ってまいりました。これらの方法によりまして、期間中、事務室内の職員数をおよそ2割から3割削減することができております。

しかし、このうち在宅勤務につきましては、情報セキュリティー確保の観点から、自宅でのネットワーク接続を使用したテレワークは実施せず、特別にセキュリティー対策を施した職場のパソコンや、個人情報等を含まない文書類を自宅に持ち込んでの方法によることといたしました。その結果、実際に在宅勤務を実施した職員は、4月から5月の期間で2名と、僅かな実績にとどまっております。

新型コロナ感染症対策としても求められている、こうしたテレワークなどの対応でございますが、こうした情報セキュリティーや窓口業務等の従事者の確保など、こういった課題も多く、慎重な検討が必要と考えております。

町といたしましては、こうした課題を解決しながら、テレワークなど、新しい生活様式への対応を進めるため、ICT技術を活用した公共施設のネットワーク環境の整備を

推進していく考えでございます。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

庁内での勤務形態としては、分散勤務が主な対策と聞こえましたが、この期間中と言われる4月、5月の間に大体どのような内容、実際どのぐらいの期間だったのか。在宅勤務の2名は通算何日程度の実施で、また現在、その後といたしますか、現在の勤務体制はこのとおりなのか、このとおり以上に存続しているかどうか、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

ただいまの御質問の中の、まず実施の期間についてでございます。

愛知県に緊急事態宣言が発出され、本町で在宅勤務、あるいは会議室等での執務、こうした対策を開始いたしましたのが4月20日からとなります。また、会議室での執務のほうは、こちらは5月末で、そうした特別な会議室のほうを用意するのは終了しておりますので、それまで5月末までの期間ということになります。

次に、職員2名の在宅勤務の実績についてでございますが、2名とも4月と5月に実施をしておるものですが、その期間は1名については通算で7日間、そしてもう一名につきましては通算で3日間と、こうした実績になっております。

そして、3つ目といたしまして、現在の勤務体制ということでございます。

会議室等における執務につきましては、緊急事態宣言の解除後につきましては、いろいろな会議なども再開されるようになってきております。職員の執務用に会議室を占有する、確保しておくことがなかなか難しくなってきたため、現在ではそうした会議室を用意しておりません。

しかし、それ以外の在宅勤務だとか、あるいは休日の振替、あるいは時差出勤といった、こうした対策につきましては、現在も各課の実情に応じて実施していただけるような、そうした体制となっております。

(7 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

なかなか緊急でこのような体制を取るというのは、どこの自治体であれ、企業でも難しいとは思っておりますが、このテレワーク、リモートワーク、自治体というようなキーワードで検索しますと、いつも頭に出てくるのは東京の豊島区の取組が常に出てまいります。

豊島区がこの問題に取り組んだのがコロナ感染以前のことで、実は消滅可能性都市として東京23区の中で唯一名前が上がり、この汚名を覆すためには自分たちで何かをしなければという施策の一つだったそうです。

その中で、職員の働き方改革の中で、ペーパーレス、データの電子化、電子決裁、そして管理職へのタブレット配付等の職場インフラを整備してオンライン会議、そして在宅勤務へと改革の輪が広がったようです。令和1年には全職員の1割強のテレワーク実施率、今回のコロナ感染症対策を受けて、現在では3割程度の実施率だそうです。

テレワークに関しては、もちろんセキュリティーには万全の体制が必要であり、地方自治体を相互に接続する行政ネットワーク（LGWAN）を使ったテレワークを可能にするシステムが今年新しく構築されたと聞きますが、南知多町として、新しいシステムに関しての対応はどのような状況か聞かせてほしい。そのほかにも、ICT技術を活用したネットワーク環境整備、そして今後どのような事業を見込んでいるのか、併せてお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（高田順平君）

ただいまの南知多町として新しいシステム、テレワークに関して対応はどのような状況か、またICT技術を活用したネットワーク環境整備として、今後どのような事業を見込んでいるかについてお答えさせていただきます。

本町の職員が在宅勤務などの場面で業務の効率化を図るため、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISとありますが、こちらが実証実験を行っております。自治体テレワーク推進実証実験事業、こちらのほうに本町としましても参加をいたします。

また、本年度実施予定事業としましては、離れた場所を結んで行う遠隔会議を実現するオンライン会議環境等構築業務や、職員用のタブレット端末の購入事業を予定してお

ります。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

私も調べたところ、超高速で高性能、セキュリティーにも優れて使いやすい新システムができておるそうであります。ぜひ利用してほしいと思います。

その他、在宅勤務に関してですが、また豊島区の例ですが、最初は各部署からの提案を持っていったんですが、やはりテレワークという垣根が高い、何から手をつけたらというそんな中で、保育園等でおもちゃや教材を自宅で作ってもよいですか、そんな声が出て、これは在宅勤務の考え方をちょっと変えたということなんですが、在宅勤務はパソコンを使う仕事だけではないんだというところから始まり、いろんな働き方につながったそうです。在宅勤務が進んで日常化すれば、今後、出産、育児、介護等をしながらの仕事も可能になってきますし、また、労働力が不足してくるときにも何らかの形で効果が出てくると思います。

必要なのは、一時的な稼働率、実施率を求めるのではなく、継続することが必要だと思います。まずは1割を目標に、各所に提案をお願いして一步を踏み出してほしいのですが、働き方改革としていかがでしょうか。

また、先ほどの新しい通信システムの実証実験等、システムの導入等、具体的な内容が分かれば併せて回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、ただいまの御質問についてですが、まず在宅勤務の日常化について、目標を定めて踏み出してはどうかという御意見でございますので、それにつきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

今回のコロナ禍への対応から、新しい生活様式の実行が求められているところでございます。従来からの働き方や職場の在り方について、様々な角度から見直しが求められているというものを感じております。

議員の言われるように、こうした働き方の多様性は、感染症対策としてだけではなく、

より多くの方の社会参画を可能にすることにつながると考えております。一方で、コロナ禍への対応の中からテレワークなどの実施に伴う問題点、例えば情報セキュリティーの確保、あるいは行政サービス水準を維持すること、あるいは職場での連携体制だとか通信設備の機能の整備、こうしたような課題だとか障害だとか、こういったようなものを経験することになりました。

今、ここで具体的な目標をお示しすることはできませんけれども、こうした課題を解決しながら、新しい日常の一環として在宅勤務をはじめとした柔軟な働き方の推進に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（高田順平君）

続きまして、先ほどの自治体テレワーク推進実証実験事業につきまして、具体的な内容についてお答えさせていただきます。

まず、職員にテレワーク用に設定しました端末を貸与します。職員におきましては、自宅のインターネット回線から役場のほうへリモートアクセスを可能とするものでございます。この実証実験の期間としましては、令和2年11月末から令和4年3月末までを予定いたしております。この実証実験を通じ、在宅勤務におけるテレワークシステムの費用対効果などを検証し、今後の導入について検討を進めていくものでございます。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ぜひ有効なツールとして確立、確定していくようお願いしております。

今回、テレワークを執拗にお願いするのは、先ほども言いましたが、このように時間や場所にとらわれない働き方、そういったことを実現することにより、非常時における問題解決、課題解決、また人口減少時代における労働力確保を見据えた準備にもなるということです。

このテレワークの実施に関する、当然この自治体、うちのほうでも問題を洗い出し、そして解決することをやっていただきたい、やっていきながら、セキュリティー問題も

各企業が抱える問題と同じだと考えます。このような方法が解決できれば、移住を受け入れる自治体がこのような形で企業のいろんな問題点の解決にもつながると、なっていくと思います。

テレワーク環境よしとなって、南知多への移住環境も大変よくなっていくと思います。あとは、生活環境よしという太鼓判を押せるように空き家を利用、利活用するような形をお願いするというので、次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問1-2-(1)、宿泊・滞在施設として民泊であったり、地域のゲストハウスの利用等、移住・定住にもつながる可能性のあるこうした形態に対して、地域の宿泊施設を活用するなど、どのように考えるかにつきまして答弁させていただきます。

御質問の中にあるワーケーションとは、仕事（ワーク）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語であり、テレワークなどを利用し、ふだんの職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域でふだんの仕事を継続しながら、その地域ならではの活動、休暇を過ごすものとされています。

議員の御質問にあるように、南知多町は休暇（バケーション）を過ごすには、海や山などの自然豊かな場所が多くあることから、ワーケーションの休暇という部分を満たす条件としては十分であると考えております。また、近年では観光するのみでなく、その土地ならではの暮らしの体験や環境活動、ボランティアといった企業の社会貢献活動を行う場所としても選択肢の一つとして考えられています。

仕事（ワーク）の面においては、充実したテレワーク環境、ワーキングスペースの整備や充実が求められます。宿泊施設、民泊施設や地域のゲストハウスなどが、テレワークが行えるような設備を備えることも考えられますが、宿泊施設とは別に空き家などを活用して、共有して利用できるワーキングスペースやサテライトオフィスとして利用していただく形を今後積極的に模索をしていく必要があると考えております。

また、ワーケーションの場所として選んでいただくために、南知多町を体験できるようなプログラムや企業の社会貢献活動が行えるような環境の整備等も併せて検討してまいります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今回のコロナ感染者拡大に伴う事業者の対応策の一つとして、テレワーク等による業務の分散化を図っております。その場所も、多くは自宅での仕事を中心であると思われませんが、例えば営業エリア内でのサテライトオフィスの設置も検討されております。総務省も、今回サテライトオフィスの活用とワーケーションの活用による働き方改革、そして関係人口の創出を応援する体制を打ち出しています。民泊であったりゲストハウスであれば仕事をこなす場所と、また休日には観光地で楽しむことも、いわゆるワーケーションという形で実現できます。また、受け入れる側である各自治体もサテライトオフィスの誘致に積極的に取り組んでいるところが多くあります。支援事業としての一例として、100万円から300万円、長野市に至っては1,100万円を用意しているとか。お金ばかりとは言えませんが、この地域にも支援金等の準備があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（藤井満久君）

地域振興課長。

○地域振興課長（滝本恭史君）

御質問、長野市では企業を取り込むための支援事業あるが、この地域も支援金等の準備はあるのかについて御答弁させていただきます。

この地域、愛知県におきましては、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）として、愛知県内に居住し、県内で起業する方に対し、起業に要する経費の2分の1、最大200万円の支援事業がございます。

また、連続して5年以上首都圏に在住していた方が南知多町へ移住し、5年以上継続して居住する意思を有している方には、最大100万円の移住支援金を県と共同で支援する南知多町移住支援事業もありますので、首都圏から移住して起業された方には最大300万円の支援を受けることができることもございます。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

お金ばかりではないと思いますが、企業側としても、サテライトオフィスの選択肢として、環境のよしあしと同時に支援金の手厚さも検討されると思います。

こちらへのお問合せが来たときには丁寧な説明をお願いしまして、次の質問、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問1-2-(2)、ワーケーションを通じて移住を考えた場合に、町の空き家バンクの活用がある。現在、登録物件の少なさが致命的とも思うが、空き家バンクに登録している物件数と登録利用者数の状況はどうなっているか。利用してもらう場合の補助等はあるか、また空き家バンクに登録してもらうための課題は何かにつきまして答弁させていただきます。

南知多町の空き家バンク制度は、平成22年1月に創設し、今年度10月末現在までの累計で、物件の登録数が205件、物件の利用を希望する方は616人ございました。このうち115物件が契約に至っており、143人の方が南知多町に移住をされております。成約率は大変高いと考えております。

現在の状況でございますが、物件の登録数が32件、物件の利用を希望する方は129人でございます。議員御指摘のとおり、物件の登録数が少なく、本町の空き家率は県平均に比べて大変高くなってはおりますが、空き家物件等をこれまで以上に多く登録していただくことが課題となっております。

補助等につきましては、令和元年7月1日に要綱を改正し、1件当たり5万円の登録補助金を設け、登録の促進を図っております。

空き家バンク利用者向けといたしましては、空き家を賃貸で契約された方に1件当たり10万円の改修費補助、空き家を購入された方に1件当たり30万円の中古住宅購入費補助、土地を購入して新築された方に1件当たり30万円の築費補助を用意しております。

なお、改修費につきましては、令和2年4月1日より国の空き家対策総合支援事業の適用を満たせば、1件当たり30万円の補助を受けることも可能となりました。

今年度、空き家バンクへの登録促進のために取り組んだことといたしましては、各地区で開催した空き家セミナーにおきまして、相続などの終活をテーマとした講座を開きまして、物件の所有者が亡くなっても相続人を明確にしておくことで、売買等の契約に

つながるよう物件を生かして利用する条件を整えておくといった啓発に取り組みました。

また、空き家セミナーとは別に、自分で部屋や家具のリフォームをしたり作ったりするDIY講座を開催し、数ある空き家を利用してDIYに興味のある方を楽しみながら空き家の活用を広げ、南知多に足を運んでもらおうといったことにも取り組みました。

さらに、今後の課題といたしましては、空き家バンクに限らず、空き家の活用などを促進することは、社会経済の活性化とつながってまいります。先ほどの御質問とも重なりますが、コロナ禍における新しい生活様式への対応として、テレワーク、それを利用したワーケーション、分散勤務に対応したサテライトオフィスなどの需要の期待の波に乗ることができるか。また、美しい豊かな海や山などの自然を有する我が町において、コロナ後の観光、レジャー、産業などの振興、魅力あるまちづくりにチャレンジしていくことが空き家対策にもつながっていくものと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ちょっと時間も迫ってきましたので、この後の質問はちょっと割愛させていただきますが、南知多町の空き家率は21.6%であります。愛知県で断トツの1位であります。観光地であるがゆえの別荘が多いのも数字の結果かもなあと個人的には思いますが、都道府県別の1位を見てみますと、山梨県で21.3%、続いて和歌山県が20.3%、我が家の空き家率は全国でも相当上のランクに来そうな気がしております。

空き家を有効活用する上での空き家の定義なんですが、国土交通省では1年以上住んでいない、使われていない住宅は空き家という定義にしております。空気の入替えもないと、湿気等で一気に老朽化が進むそうです。

空き家に対する認識なんですが、まだ家が新しいから空き家とは思っていない方も多いんですが、ちょっとした入院が長くなって長期入院空き家、また相続後放置されて空き家になったという方は、子どもさんたちも離れたところに住んでいて、実家がそのような、どんな状態になっているかということで空き家の認識がやはり低いということもあると思います。ぜひ、これはそういった方にも認識を改めてもらうためにも、さらなる調査を要望すると、チラシ等での意識改革をぜひお願いしたいと思います。

何とかテレワーク、ワーケーション、そういったことも含めまして頑張って明るいあ

したをつくっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で服部光男議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（藤井満久君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 11時57分 〕